

図書館サービス論

学校図書館サービスとの連携

筑波大学図書館情報メディア系
教授 平久江祐司

はじめに

- ▶ 学校図書館と公共図書館の連携協力は古くて新しい問題
⇒明治末, 大正時代にまで遡れる
- ▶ 1918年(大正7)「図書館雑誌」の東京市立図書館の記事
図書館と学校との連絡の必要性
 - ①受持生徒の引率来館勧誘状を学校に発送
 - ②学校に市立図書館報を配布
 - ③新着書目を配布
 - ④1館が10校くらいを受持ち, 図書の貸出その他利便を図る
 - ⑤市立図書館の案内書の配布(塩見昇「教育の中身をつくる協働」)

では, 現代の学校図書館との連携は当時とどのように異なるのか?

1.学校と公共図書館の連携への社会的要請

主体的学びを重視する学校教育への転換

- ▶ 1990年代から学校教育が一斉指導から主体的な学習の重視へ
⇒「生きる力」の育成を目標
「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する
資質や能力」
- ▶ 2002年「総合的な学習の時間」の導入（調べ学習、探究学習等）
「学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館
等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、
地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。」
(学習指導要領)
⇒学習における図書館・博物館等の活用の推奨
・学校図書館は連携・協力の学校の窓口へ *

読書活動の充実の動き

- 1990年代不読者層の増大
 - ・中高生の不読者40%を越え(文部省初の全国読書調査, 1994)
 - ⇒読書の2極化
- OECD生徒の学習到達度調査(2000) PISA型読解力の育成*
- 子どもの読書活動推進に関する法律の制定(2001)*
 - ⇒子どもの読書活動推進に関する計画の策定 **
- 文字・活字文化振興法の制定(2005)
 - ・学校教育における言語力の涵養*
- 学習指導要領の改訂(小中2008,高2009)
 - ・言語活動の充実
 - ⇒情報活用と読書活動の両面に亘る学校図書館の支援

学習指導要領における言語活動の充実

▶ 言語活動の役割

(1) 知識・技術を習得, 活用, 探究する学習の基盤

(2) コミュニケーションや感性・情緒の基盤

⇒「読むこと」, 「書くこと」, 「聞くこと」における記録, 要約, 説明
論述, 鑑賞, 表現などの活動の充実

▶ 具体的な例

①体験から感じ取ったことを表現する, ②事実を正確に理解し伝達する, ③概念・法則・意図などを解釈し, 説明したり活用したりする, ④情報を分析・評価し, 論述する, ⑤課題について, 構想を立て実践し, 評価し, 改善する

子どもの読書活動推進基本計画（第2次）の成果と課題

（1）成果

- 図書館の児童への貸出冊数（年間）過去最高
- 児童室やオンライン閲覧目録を有する図書館の増加
- 朝読書の普及，**学校司書の増加**，PISA読解力の改善等

（2）課題

- 学校段階の進展に伴い**読書離れ**が進む傾向
- 地域における**取組の差の顕著化**（町村図書館の設置率，学校図書購入費等）
- 学校図書館資料の整備が不十分（**図書標準の達成率約5割**）
- 町村における読書推進計画の策定率が低い



子どもの読書活動推進基本計画（第3次）のポイント） 2013

- 子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援
- 家庭での読書の習慣づけ（読書への理解促進，ブックスタート）
- インターネット等を活用した読書活動に関する情報提供
- 公共図書館，公民館図書室等と学校図書館との連携・協力
- ボランティア活動の促進（ボランティア登録制度等）
- 公共図書館の機能強化（移動図書館，子供の利用スペース整備等）
- 国際子ども図書館，大学図書館，児童館の活用
- 学校図書館の機能強化（心の居場所としての機能，学校図書館の情報化，資料整備，学校司書配置等）
- 普及啓発活動の推進（子ども読書の日を中心とした取組等）
⇒ 地域・社会・学校の連携協力により実現



公共図書館と学校図書館の連携に必要な視点

- ▶ 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(2008)
 - ・地域社会の教育力向上のための視点
 - (1) 地域全体での子育てや学習の「支え合い」(共同)
 - (2) 地域の課題解決は地域自身の手で「助け合い」(共生)
 - (3) 家庭や地域の教育力と学校教育等の効果的な連携「つながり合い」(共育)
 - ⇒ 学図と公図が連携して共育を実現していくことが必要では
 - ・両図書館担当者の協働が鍵
 - “目的を共有して、課題解決に協力して取り組むこと”

2. 学校図書館の目的と役割

学校図書館法における位置づけ

▶ 学校図書館の設置義務

*

- ・「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」(第1条)
- ・「学校には、学校図書館を設けなければならない」(第3条)

* 学校教育法施行規則第1条(学校の施設設備と位置)

⇒ 学校図書館は場所的な概念ではなく、**機能的概念**

▶ 学校図書館の固有の目的(第2条)

- ・「学校の教育課程の展開に寄与」すること(**奉仕機関**)
- ・「児童又は生徒の健全な教養を育成する」こと(**教育機関**)

⇒これらを通じて**学校の教育目標の達成に寄与すること**

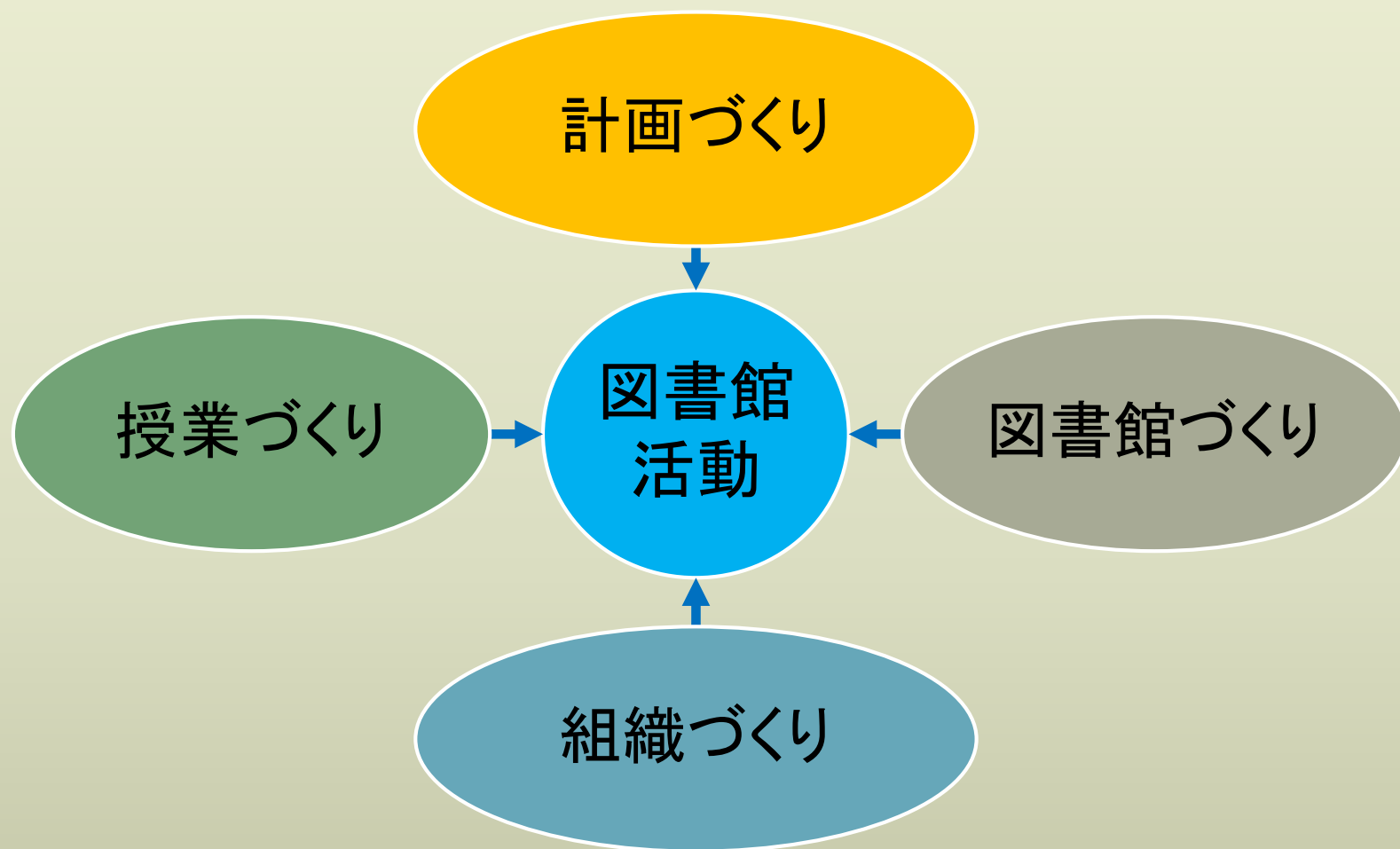
▶ 奉仕対象 「児童又は生徒及び**教員**」

▶ 図書館資料 「図書, 視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料」

学校図書館の活動

- ▶ 1990年代以降学校図書館の学習情報センター化への取り組み * *
⇒一館独立型から連携協力型の図書館への転換 *
- ▶ 学校図書館の活動
 - (1) 計画づくり
 - ・経営計画(運営計画, 全体計画, 評価計画等の作成)諸規則, 予算等の作成
 - (2) 組織づくり
 - ・図書館担当者の役割分担, ボランティア活用, 外部機関との連携, 校内研修等
 - (3) 図書館づくり
 - ・蔵書構成(基本図書の構築, 複本の購入, リクエスト等)情報技術の導入等
 - (4) 授業づくり
 - ・情報教育の指導カリキュラム, 指導計画の作成, T.T.の実施等

学校図書館活動



「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」（2009年）

- ▶ 2007年度「子どもの『読む・調べる』習慣の確立に向けた実践研究事業」を開始⇒**子どもの読書サポーターズ会議の設置**
- ▶ **学校図書館の活用高度化**に向けた視点
 - ①学校図書館が中心となり、学校における読書活動を多様に展開する。
 - ②家庭や地域における読書活動推進の核として、学校図書館を活用する。
 - ③「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備を進める
 - ④学校図書館の**教員サポート機能**を充実させる。
 - ⑤「いつでも開いている図書館、必ずだれかいる図書館」を実現し、「**心の居場所**」となる学校図書館づくりを進める。
 - ⑥放課後の学校図書館を地域の子どものたち等に開放する。

学校図書館担当者の役割とは

➤ 司書教諭の役割

(1) 司書としての役割(図書館づくり)

⇒ 図書館サービスの提供

(2) 教師としての役割(授業づくり)

⇒ 図書館の利用法の指導

(3) 館長としての役割(計画づくり)

⇒ 図書館の経営

(4) 学習コーディネーターとしての役割(組織づくり)

⇒ 学校図書館ネットワークの構築

- 他館種の司書と比べると規模は小さいが、司書教諭は多様な役割を担う難しい職務である。

司書教諭に必要な現代的資質

- 1 読書活動等を通じた児童生徒の豊かな人間性の育成に関する見識
 - 2 学校図書館の経営能力
 - 3 時代の変化に迅速に対応し得る情報教育の担い手としての力量や柔軟性, 知的探求心, 責任感
 - 4 学校の教育課程の展開と各種資料の活用に対する深い理解・見識
 - 5 児童生徒や教師, 地域の人たちとのコミュニケーション能力
- (学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議『司書教諭講習等の改善方策について報告, 1998』)

改正学校図書館法の成立（2014.6）

第6条（学校司書）

1.学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くように勤めなければならないこと。

2.国及び地方公共団体は、学校図書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう勤めなければならないこと。

附則関係 平成27年4月1日施行

- ▶ 学校司書の 職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

学校司書に求められる役割と資質・能力

- 読書センター，学習センター，情報センターとしての機能を向上させるために求められる役割
 - (1) 学校図書館の「運営・管理」に関する役割
 - (2) 児童生徒に対する「教育」に関する役割
- 学校図書館担当職員には，学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に従事する資質・能力を備えていることが求められる。
 - ⇒ 学校図書館担当職員に求められる専門性
 - ① 学校図書館の「運営・管理」のための知識・技能
 - ② 児童生徒に対する「教育」のための知識・技能

(2014年3月文科省「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」の報告より)

学校図書館担当者に必要な専門性

- ▶ 学習者(＝利用者)を知り, 情報・資料を知り, 学習者と情報・資料を結びつける技術を持つ

(1) 学習者を知る

- ・学校の教育課程と授業法の理解

(2) 情報・資料を知る

- ・読書材についての深い知識, 資料・情報を体系的に整理(分類, 目録等)

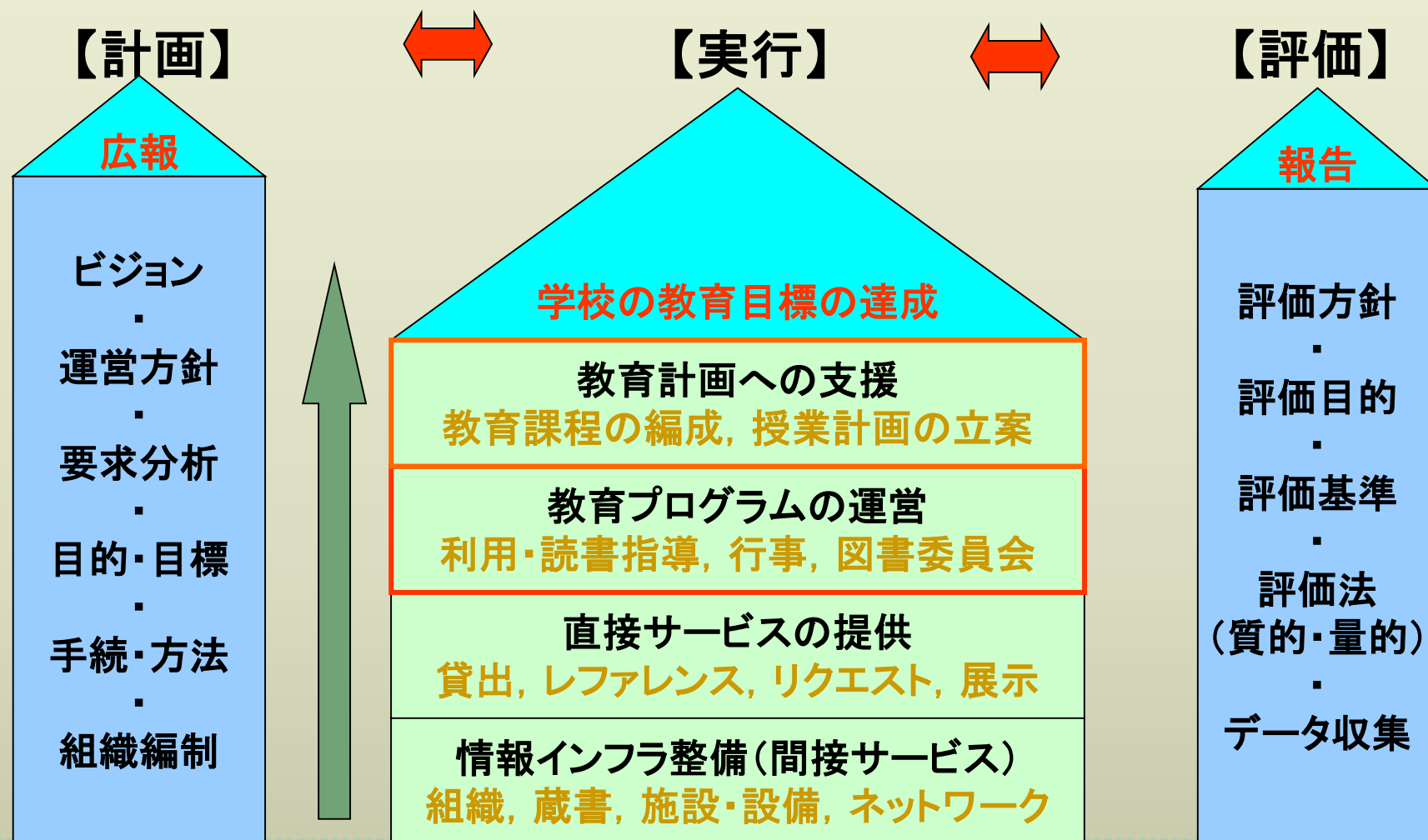
(3) 学習者と情報・資料を結びつける技術を持つ

- ・学校図書館の経営, ブックトーク, 読み聞かせ, レファレンスの技術

日本の学校図書館経営の特徴

- ▶ 主に非専任(兼任)職員による経営⇒組織的経営
 - ・図書館主任, 司書教諭, 学校司書, 係教員, 図書委員, 学校図書館ボランティア
- ▶ 組織的経営の前提条件
 - (1) 組織体制(協働システム)の構成と役割分担の明確化
 - (2) 組織の活性化(組織の3要素)(C.I.Barnard)
 - ・共通目的⇒学校図書館の目的・目標の明確化
 - ・協働意欲⇒成功体験, 貢献意欲, 帰属意識の形成
 - ・コミュニケーション⇒会議の設定, 決定事項等の伝達
- ▶ 経営サイクル(計画・実行・評価・改善)を確立して, 学校の言語活動(読書, 学習)を支援

学校図書館経営の構造



3. 公共図書館における学校教育支援

図書館法と学校図書館の連携

▶ 図書館法(1950)第3条(図書館奉仕)(H20年改正) *

「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に**学校教育を援助**し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、・・・」

第4項 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び**学校に附属する図書館又は図書室**と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

第9項 **学校**、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、

⇒**学校教育の援助**＝**教育課程(カリキュラム)**を直接的、間接的に支援していくこと

学校教育への支援の図書館界の考え方

➤ 2001年「**公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準**」(文部科学省告示)

➤ 2012年改訂 ＊

「市町村立図書館」

(四) 利用者に応じた図書館サービス

「ア(児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書
の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための
読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展
示会の実施、**学校等の教育施設等との連携**」

⇒ **図書館法の趣旨が十分に反映されているか？**

「これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして（報告）」（2006年）

- ▶ これからの図書館サービスにもとめられる新たな視点」
「課題解決支援には、行政支援、**学校教育支援**、ビジネス（地場産業）支援、子育て支援等が考えられる。」
- ▶ 学校との連携・協力
 - ・「子どもの**読書活動**や**学習活動**を推進する上で学校図書館の活用が進んでいるが、図書館は、こうした学校図書館の活用が進むよう学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。」
 - ・「図書館が学校からの期待に答えていくことは、教育委員会における**図書館の存在意義の理解の促進**を図る上でも重要である。」

⇒**学校教育支援を独立したサービスとして位置づけている**

公共図書館の学校教育への支援の在り方

- ▶ 児童青少年サービスの延長上の学校(図書館)支援
 - ・児童・生徒への優れた読物の提供・読み聞かせ等のサービスの提供中心⇒**教師への支援の視点の欠落**
 - ▶ 教師の図書館サービスへのニーズの増大(総合学習等の実施)
 - ・調べ学習のための公共図書館利用の活発化, 教師の図書館利用スキルの不足⇒**授業支援の必要性の増大**
⇒**ギャップ解消の必要性**
 - ・児童青少年サービスの延長から総合的な**学校教育支援**へ
 - ①総合的な教育支援の提供(児童生徒, 教師, 学習, 読書)
 - ②学校教育支援専門の担当者を配置
- 例: さいたま市, 松任市の**学校図書館支援センター**設置

さいたま市 *****

公共図書館の学校教育支援の種類

単館で支援

- ①貸出(リクエスト貸出、団体貸出)
- ②除籍図書为学校への移管
- ③学校への移動図書館駐車場の設置
- ④図書館報、利用案内、新着図書リスト等の配布
- ⑤課題テーマ別コーナー設置・ブックリストの配布
- ⑥学校への端末機の設置 (情報ネットワーク化)
- ⑦学級招待、学級訪問(読み聞かせ、ブックトーク等)

連携協力

- ⑧推薦図書(必読図書目録)の(共同)作成
- ⑨レファレンス質問への回答
- ⑩資料相互貸借ネットワーク
- ⑪蔵書整理、学校図書館のリニューアル
- ⑫児童書、児童サービス技術等の研修会
- ⑬郷土資料の教材化

4. 学校（図書館）と公共図書館の連携・協力

近年の学校（図書館）と公共図書館の連携要因

▶ 学校の外的要因

- ①国・地方自治体の**学校図書館活性化のモデル事業の推進**
- ②国・地方自治体の読書活動の推進（**子ども読書活動推進法**）
- ③「**総合的な学習**」の導入による「調べ学習」の実践
- ④「学校図書館を考える会」等の市民レベルの働き

▶ 学校の内的要因

- ①学校図書館の人の配置（学校司書、司書教諭）の促進
⇒ **日常の図書館活動の実態化**
- ②地域のボランティア・団体の活用（「**開かれた学校**」へ）

▶ 阻害要因

- ・学校図書館の貧弱さ⇒予算、蔵書不足、専任職員の未配置等
- ・公共図書館の連携への温度差

公共図書館と学校図書館の連携体制の構築

▶ 学校図書館ネットワークの構築

⇒ 情報・物流(相互貸借)・人の3つのネットワークの形成

- ・蔵書, 指導実践や学習成果の共有
- ・図書館サービスの協働
- ・図書館業務の協働
- ・研修・研究会の実施 等

▶ 2000年代に入りより質の高い学習情報ネットワークへ

⇒ コーディネート機能(相談、調整、助言)の充実

(1) 連絡・協議会等の設置

(2) 人事交流, 相互協力協定の締結 倉* 小*

(3) 学習コーディネーター, アドバイザーの配置

(4) 調整機関の設置(学校図書館支援センター等)* *

文科省の連携・協力事業の展開(1)

- (1) 1995年「**学校図書館情報化・活性化推進モデル地域事業**」3年間：学校図書館にPC等の情報手段及び様々な情報ソフトを整備，他の図書館等のNT化，児童生徒の学習活動の支援，**学習情報センターとしての機能の充実・活性化**に資する。⇒80地域
- (2) 2001年「**学校図書館資源共有型モデル事業**」3年間：学校図書館を活用した教育の推進，必要な図書 of 学校を越えた共用の促進、蔵書情報のDB化，学校図書館等をNT化した**蔵書等の共同利用化**を図る。⇒43地域
- (3) 2004年「**学校図書館資源共有ネットワーク推進事業**」3年間：学校図書館の蔵書のDBやNTを利用した教育実践の共有化，蔵書の共同利用の推進，学校図書館関係者の資質向上を図る**研修プログラムを開発**する。⇒59地域

文科省の連携・協力事業の展開(2)

(4) 2006年「**学校図書館支援センター推進事業**」3年間: 学校図書館間の連携や各学校図書館の運営, 地域開放に向けた支援等を行う**支援スタッフを学校図書館支援センターに配置**し, 各学校には協力員を配置し, 学校図書館の機能の充実強化を図る。

⇒全国40地域の指定

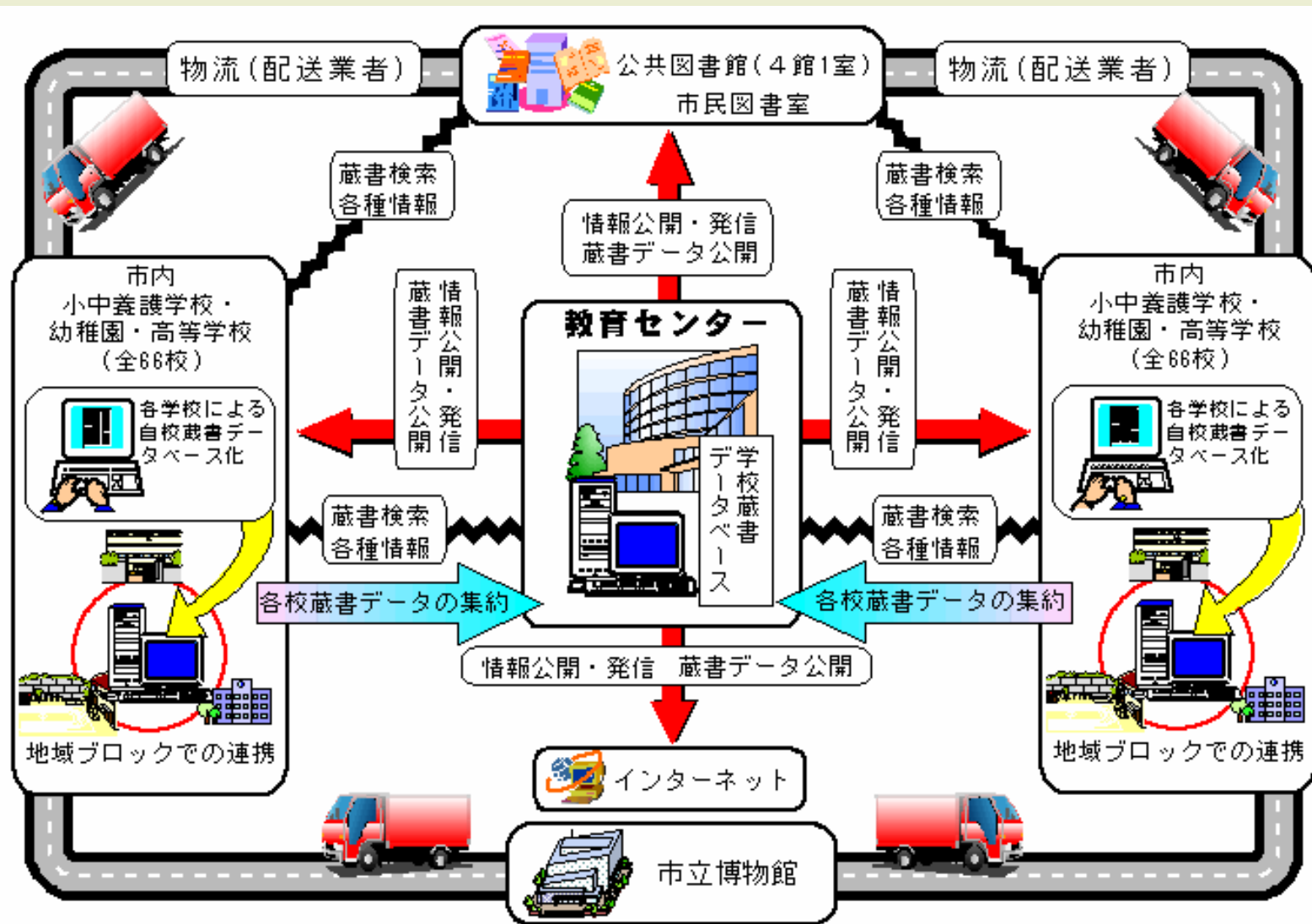
(5) 2009年「**学校図書館の活性化推進総合事業**」2年間: 学校図書館の一層の活用に向けて, 児童生徒の自発的・主体的な学習活動の支援, 教員のサポート機能の強化, 児童生徒の読書週間の定着等に資する有効な取り組みをモデル的に実施し, その成果の普及を図る。

⇒全国64地域の指定(4つのモデル事業)

市川市の学校図書館ネットワーク

- ▶ 学校図書館情報化・活性化推進モデル地域事業(1996～98)
 - ・情報・物流・人のネットワークの運営開始⇒「いちかわモデル」
 - ▶ 学校図書館資源共有型モデル地域事業に参加(2001～2003)
 - ・物流ネットワークの拡大
 - 公立幼稚園8園, 小学校39校, 中学校16校, 養護学校1校, 県立高校2校, 公共図書館4館1室, 市自然博物館, 考古博物館, 歴史博物館, 映像文化センター
- 事業内容
- ・読書・学習・情報センターとして機能する学校図書館づくり。
 - ・さまざまな読書情報・教育情報の集まる学校図書づくり
 - ・実践事例, 教育情報, 博物館情報DB化, 人間ネットワーク情報,
 - ・地域や他校に開かれた学校図書館づくり
 - ・異校種間交流等の授業計画推進, 等

市川市の体制



学校図書館ネットワークの成果

- ▶ 市内全校の教育活動で、学校図書館活用が拡大し、蔵書の共同利用による豊富な図書利用や、**図書とインターネット情報を同時に活用した学習・読書の活動**が日常的に実践されるようになった。
- ▶ モデル校を中心に、幼児・児童・生徒・教員・保護者を含めた**異校種間・学校間で学校図書館活用授業の交流**が図られ、学習効果があがった。
- ▶ 中学生と小学生の読書交流授業、小学生同士の授業交流、中学生、高校生による幼稚園児や小学生の読み聞かせ交流授業、小学生の幼稚園での日常的な読み聞かせ活動
- ▶ 本と児童をつなぐ取り組みが盛んになる。
- ▶ 小学校では学校司書や図書館員、ボランティアや担任の読み聞かせの日常化、中学校では朝読書の拡大。

学校図書館ネットワークの技術的課題

- ▶ 図書と電子メディアをどのように共有し、活用するか
- ▶ 学習時期が重なり貸借できない問題への対応
- ▶ 教師の教材研究のための利用を広げる
- ▶ 学校全体の理解と協力体制をつくる
- ▶ 図書館が一階にない学校での大きな作業負担
- ▶ 円滑なシステム稼動のための支援体制の充実（研修会，教育センターの相談実施，データの統一等）
- ▶ 図書管理システム操作の円熟
- ▶ データ入力に関する共通理解
- ▶ 全校蔵書データの定期的更新
- ▶ 電子蔵書データを図書台帳として完全移行

学校図書館ネットワークの質の向上を図る取組

▶ 学校図書館支援センター推進事業

- ・2007年40地域を指定(3年間), 2008年19地域指定 *
⇒ 支援センターの設置と支援スタッフ・協力員の配置

▶ 事業内容

- ①モデル地域内の実践協力校の図書館蔵書のデータベース
- ②実践協力校と公共図書館等の協力機関とのネットワーク化
- ③図書館資源の共有化の促進
- ④学校の教育実践の共有化の促進
- ⑤優れた実践の普及と仕組みの整備(マニュアル等)
- ⑥学校・公共図書館の関係職員の研修の整備
- ⑦以上の仕組みを運用する調整機能の整備 等 熊本市, 米国

⇒ 公共図書館の学校図書館ネットワークへの参加と支援

3. まとめ

連携の発展段階

(1) 協調の段階 相互の連絡(60年代後半～)

- ・公共図書館が一般の奉仕対象として学校(図書館)を認識, 教員が一般利用者として貸出を利用

(2) 協力の段階 公共図書館の支援(70年代後半～)

- ・公共図書館は学校(図書館)への奉仕目標を設定
- ・学校(図書館)が公共図書館サービスを積極的に利用

(3) 連携の段階 互恵の関係作り(90年代後半～)

- ・図書館ネットワークなどによる互恵関係の制度化
- ・公共図書館が学校(図書館)支援の重要性を認識
- ・教職員が公共図書館との連携の重要性を認識

(4) 協働の段階 共育の関係作り(2000年代後半～)

- ・連携のための連絡・調整機関・職務を設置
- ・学校と図書館による教育活動の創造と実践

要旨

- (1) 学校(図書館)と公図書館の連携はなぜ必要か
 - ・生涯学習社会の進展, 読書活動の充実
 - ⇒社会教育と学校教育機関が連携・協力し, 地域の教育力の基盤(骨格)を構築することが必要
- (2) 学校(図書館)との連携・協力で何ができるか
 - ⇒協働を通じた学校教育支援サービスの実施
 - ①地域の学習資源の活用(相互貸借)
 - ②利用者の読書活動や課題解決への支援(相談・案内)
 - ③地域の特色を生かした教材開発
- (3) 公共図書館と学校図書館の連携協力の課題
 - ①連携・協力の窓口の設置
 - ⇒学校図書館と公共図書館に専任の担当者の配置
 - ②組織の目的や役割の相互理解と共有
- (4) 連携・協力のための新しい視点の共有⇒教育から共育へ

おわり

ご清聴ありがとうございました。